農業機械産業の持続的発展と食料安全保障強化に向けた提言

令和8年11月10日
一般社団法人日本農業機械工業会

我が国の農業は、担い手の減少・高齢化、農業資材やエネルギーの価格高騰、気候変動への対応など、多くの課題に直面している。

このような状況において、農業機械産業は、農業の生産性向上や省力化、農作業の安全性向上、さらにはスマート農業の実現を支える重要な基盤産業としての重要な役割を担っている。一方で、農業機械産業においては、原材料・エネルギー価格の高騰、国際情勢の変化等に起因するサプライチェーンの不安定化、人材確保の困難化など、多くの課題に直面している。

農業の持続的な発展と我が国の食料安全保障の確保を支える農業機械産業が、その役割を十分に発揮できる環境を整備するため、以下の事項について提言する。

1. 農業経営体の経営の安定化について

農業機械の導入や更新を促進するためには、生産者の安定した経営が不可欠である。しかしながら、農業経営は農産物価格の変動や気象条件等の影響を受けやすい。このため、コメをはじめとする主要作物生産者の所得・経営の安定化に向けた施策を一層充実させる必要がある。

また、農業は食料生産に加え、地域経済の維持や地方創生など重要な役割を担っていることから、規模拡大が困難な中山間地域の生産者に対しても、人材確保や経営継続に向けた支援を充実させるべきである。

2. 農業従事者に対する農機の導入支援について

- 農業従事者が補助制度を活用する際の負担を軽減するため、補助金申請手続きの簡素化、申請の電子化、補助金の中間払いや最終支払いを迅速化すること。
- 農機によっては受注から納品までに長期間を要することがあるため、補助事業は複数年度でも実施可能な制度に改めること。
- 中小企業等経営強化法の生産性向上設備導入に係る税制措置は、中小企業の生産性向上の後押しには効果的な制度であり、当該制度を継続・拡充すること。
- 機械化に適した栽培方式の導入・転換への支援措置を強化すること。

3. 安全対策について

・ 農業機械の自動化（無人化）や遠隔操作化が進展する状況において、リスクや使用実態を踏まえた合理的でわかりやすい安全基準や制度運用にすること。
・ 熱中症対策に有効な、キャビン及び空調を備えた農機の導入を支援する制度を早期に創設すること。
・ 安全性検査の合格機に対する更なる優遇措置・インセンティブを付加すること。また、安全性検査を迅速化すること。
・ 安全のための構造・機能の技術開発に対する助成制度を拡充すること。
・ ユーザーの安全教育への支援を強化すること。

4. エネルギー・資材の安定供給について

・ レアアース、非鉄金属、特殊鋼材、ゴム、樹脂、潤滑油等について、供給途絶や価格高騰のリスクに備え、情報提供の強化、代替調達先の確保支援、国内備蓄及び生産基盤の強化を推進すること。
・ 上記資材の供給リスクが高まった場合に備え、代替材料の調達・評価や調達先の多元化に取り組む中小企業に対する支援を強化すること。
・ 半導体は各種農業機械の製造・運用に不可欠であることから、先端半導体のみならずレガシー半導体についても安定供給の確保に向けた施策を推進すること。
・ エネルギーの安定供給は農業機械の製造活動のみならず、生産者の営農継続や経営安定にも大きく影響することから、安価かつ安定的なエネルギー供給の実現に向けた取組を強化すること。

5. 取引上の課題について

・ サプライチェーン全体で適正な支払い条件や価格転嫁が定着するよう、取適法の対象外取引を含めた取引適正化施策を推進するとともに、特に中堅・中小企業へのしわ寄せ防止や価格協議の促進など、実効性ある対策を推進すること。

6. 通商上の課題について

・ 輸出先国・地域における規制や制度の制定・改正に関する情報について、企業への迅速な周知・情報提供体制を強化すること。

・ 我が国農業機械メーカーの国際競争力を維持・強化するため、諸外国による関税措置や非関税障壁の是正に向けた外交・通商交渉を積極的に推進すること。

7. 人材確保について

・ AI、デジタル技術、制御技術等の習得を目的としたリスキリング及び人材育成に対する支援を充実すること。
・ 地方に立地する製造事業者が若手人材を確保しやすくなるよう、住宅支援等を含むUターン・Iターン人材の確保及び定着に対する支援を強化すること。
・ 農業機械産業を担う将来人材の確保に向け、業界PR、インターンシップ、工学系学校等との連携によるキャリア教育や出前授業への支援を強化すること。

8. その他

・ 多品種少量生産品に用いられる素材・部品についても、地政学リスクや自然災害等による供給途絶に備え、在庫確保、調達先の多元化及び代替調達体制の構築に対する支援を実施すること。
・ 取引相場のない株式の評価の見直しに当たっては、中小企業の成長投資や円滑な事業承継に支障を生じさせることのないよう、十分な配慮を行うこと。

以上